

後期高齢者医療保険料・国民健康保険税の軽減判定誤りについて

【経緯】

厚生労働省は、平成 28 年 12 月 27 日に後期高齢者医療制度において、システムの設定に誤りがあり、保険料の軽減判定誤りが全国的に発生していることを公表しました。

これを受け、後期高齢者医療保険料と同じ基準で軽減判定を行う国民健康保険税について確認したところ、同様の誤りがあることが判明しました。

【軽減判定誤りの内容について】

保険料（税）の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、税法上の繰越損失額をそのまま用いて計算したことにより、誤りが生じたものです。

【対象件数・金額について】

○後期高齢者医療保険

	追加徴収		還付		
	件数	金額	件数	金額	還付加算金額
平成 23 年度			2	28,200	1,900
平成 24 年度					
平成 25 年度			1	30,100	1,800
平成 26 年度					
平成 27 年度					
平成 28 年度	3	18,600			
合計	3	18,600	3	58,300	3,700

(対象年度：追加徴収 H27～H28 2 年分、還付 H20～H28 9 年分)

- ・追加徴収 3 件 (1 世帯) 18,600 円
- ・還付 3 件 (2 世帯) 62,000 円

○国民健康保険

	追加徴収		還付		
	件数	金額	件数	金額	還付加算金額
平成 24 年度			2	170,800	15,900
平成 25 年度			2	111,900	6,100
平成 26 年度					
平成 27 年度	1	30,600	1	22,200	0
平成 28 年度	1	7,900			
合計	2	38,500	5	304,900	22,000

(対象年度：追加徴収 H26～H28 3 年分、還付 H24～H28 5 年分)

- ・追加徴収 2 件 (2 世帯) 38,500 円
- ・還付 5 件 (3 世帯) 326,900 円